

災害時要援護者支援に関する取組に関するアンケート結果について

日頃から災害時要援護者支援の取組にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

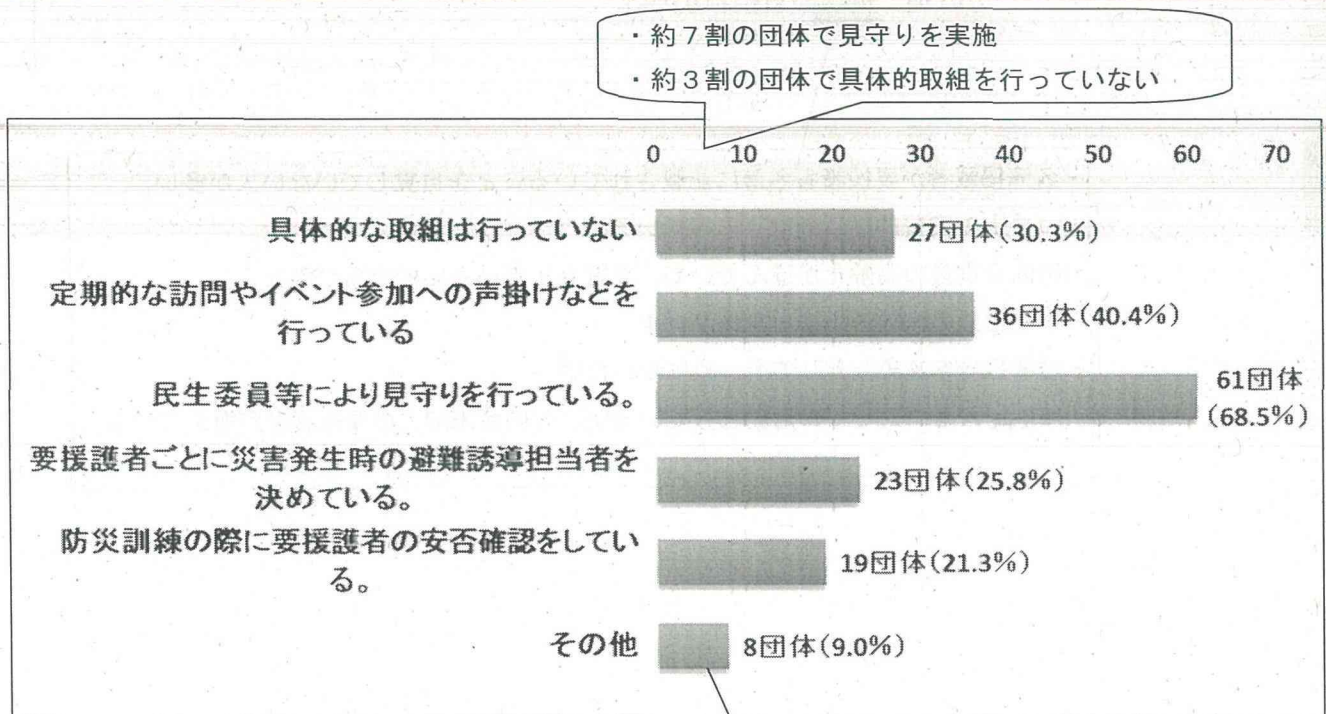
令和3年7月にご依頼しましたアンケートについては、多くの自治会・町内会の皆様にご協力をいただきありがとうございました。その結果をとりまとめましたので、ご報告いたします。

1 アンケート実施概要

- (1) 回答提出団体 協定締結団体 164 団体中 89 団体 (54%)
- (2) 実施時期 令和3年7月20日～9月30日

2 アンケート結果

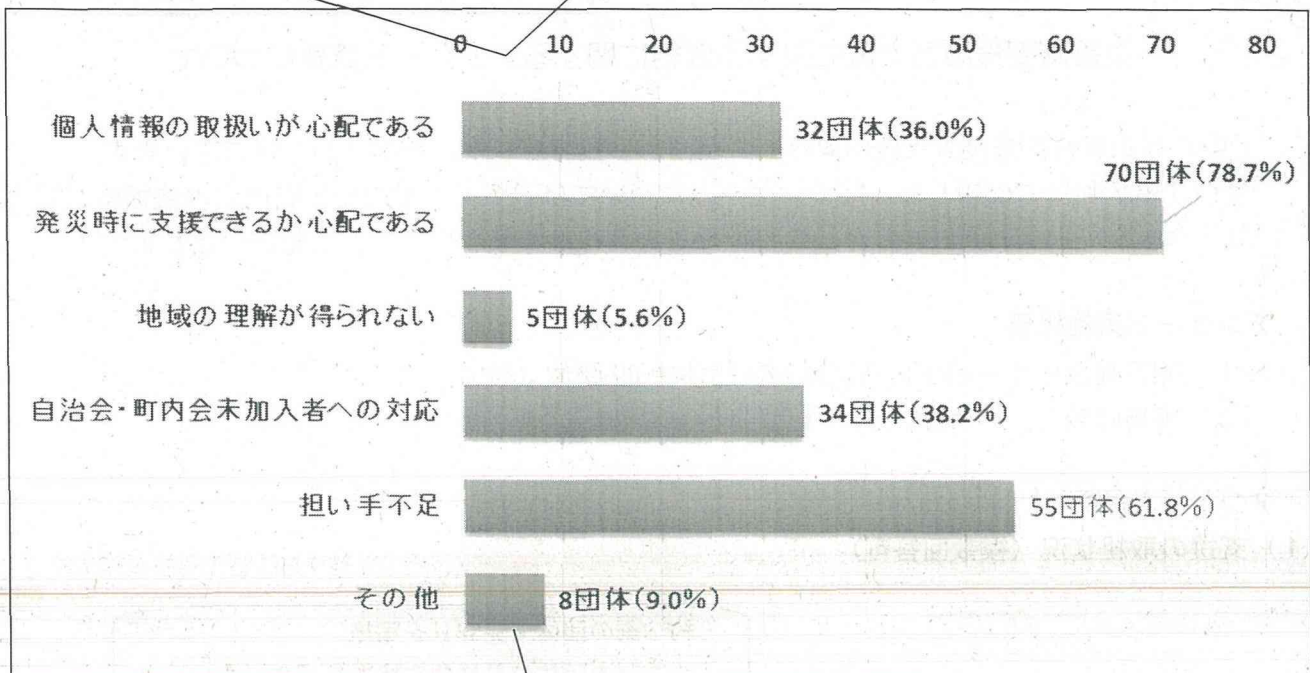
(1) 支援の取組状況（複数回答可）



- ・役員や敬老会で名簿掲載者の確認や安否確認をしている。
- ・名簿受領時に訪問し、援護の要・不要を確認している。
- ・定期的な見守りは民生委員にて実施している。
- ・小規模な自治会なので、おおよその高齢者は把握している。

(2) 支援を進めるうえでの課題（複数回答可）

- ・ 約6割の団体で担い手不足
- ・ 約8割の団体で発災時に支援ができるか心配
- ・ 約4割の団体で未加入者への対応が課題



- ・ 名簿掲載者が要援護者名簿に記載されていることを自覚していない人が多い。
- ・ コロナで実質的な活動は止まっている。
- ・ 町内会役員の高齢化が進んでいて、災害発生時に対応できるか不安
- ・ まず自分の家族・生命・身体が大事。
- ・ 誘導担当を決めたとしても、絵にかいた餅。
- ・ 原則加入者に対しての活動としているが、町内会未加入の要援護者が増えている。

(3) 自由記載欄（参考となる取組事例や区役所への意見）の記載について

ア 課題（一部、上記（1）及び（2）の設問と重複）

◆担い手不足（6団体）

役員の担い手が集まらない。責任が持てないとの理由で成り立たない。
小学生の父兄を中心に組織を作り、担い手を広げている。

◆担い手の高齢化（4団体）

◆要援護者が名簿掲載を認識しておらず、トラブルになる（3団体）

◆役員間の知識の承継・理解不足（3団体）

説明会に参加するよう、説得しているが、受講者はいない。

◆町内会未加入者への対応

- ・原則加入者に対しての活動であるが、加入者でなくても担当者を決定している。
災害時要援護者に対して町内会加入を勧めて欲しい。
- ・マンションが多く、町内会未加入者が増加している。

◆名簿の確認作業に苦勞している

本人に会えるまで何回も訪問するなど、名簿の確認作業に苦勞している。

◆その他

- ・（名簿は）会長が把握しているだけ。
- ・大災害発生時には、自分の身を守るのが最優先になる。
- ・個人情報の取扱で担い手が増やせないで苦慮している。
- ・コロナで実質的な活動は止まっている。
- ・手上げ方式と情報共有方式の併用は、担い手不足で回っていない。

イ 各団体の取組内容

◆名簿登載者の確認や取り組み内容の確認

- ・名簿掲載者の確認を行っている。
- ・担当委員が担当し、年二回定例会を開き報告している。

◆地域内の各団体間との連携

- ・民生委員と連携して行っている。
- ・敬老会を中心に取組んでいる。

◆手上げ方式との併用

- ・手上げ方式で援護者の確認と安否確認担当者を決めている。
- ・手上げ方式で自治会独自の名簿を作成している。

◆要援護者の増加防止に向けた取り組み

- ・要援護者の増加を防ぐため、老人会にかなり動ける人がおり、ラジオ体操に誘って体力や気力の維持に努めている。終了後の情報交換も楽しみとなっている。

◆見守り方法の工夫

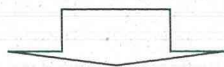
- ・敬老の日のお祝い品を配る際に、安否確認を行っている。
- ・以前、個別訪問を行いトラブルがあったため、各地区長さんに、普段からさりげない見守り、災害時、安否確認をお願いしている。
各班の情報取扱者を中心に、日頃は見守りをし、連携を密にして努力している。
- ・班長は2人以上で班内の安否確認し、支部長が民生委員と協力して発災時の支援を確認、実際の避難誘導等は避難誘導班が行う。
- ・安否確認を確実に実施するために、援助者ごとに特定の担当を設けず援助するよう工夫している。

◆その他

- ・自治会の負担で、感電ブレーカーを無償配付している。

ウ 区への要望

- ・名簿作成方法について、詳しく説明してほしい。
- ・他地域の取組状況、問題点について知る資料が欲しい。
- ・個人情報の取扱いを広く共有してほしい



3 アンケート結果を受けた対応

約7割の団体で見守りを実施している一方、約3割の団体で具体的取組を行っていないとされており、約8割の団体で発災時に支援ができるか心配としています。

また、約6割の団体で担い手不足、約4割の団体で自治会・町内会未加入者への対応が課題としています。

自治会・町内会の加入状況や担い手の多寡など、各団体の置かれた状況により、異なることから、各団体の状況に応じた、支援の事例や、名簿の取り扱いなどについて、説明会の開催などを通じ、情報提供を充実してまいります。

【問合せ先】	災害時の自助・共助に関すること	総務課	341-1225
	災害時要援護者支援の地域の取組支援に関すること	福祉保健課	341-1181
	災害時要援護者名簿に関すること	高齢・障害支援課	341-1136